
第4章 排煙設備

目次

4-1	排煙設備の基本的な考え方について.....	1
4-2	令第116条の2第1項第二号等に規定する開放できる部分の取り扱いについて.....	4
4-3	令第116条の2第1項第二号等に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等について.....	5
4-4	防煙壁（防煙垂れ壁）の使用材料について.....	12
4-5	防煙壁を準耐火構造とする場合等の取り扱いについて.....	12
4-6	令第126条の2第1項本文（ ）書きについて.....	16
4-7	令第126条の2第1項ただし書き第二号に規定する「学校等」の取り扱いについて.....	16
4-8	令第126条の2第1項ただし書き第三号に規定する「その他これらに類する建築物の部分」の適用について.....	17
4-9	令第126条の2第1項ただし書き第四号に規定する機械製作工場の取り扱いについて.....	17
4-10	駐車場の排煙について.....	18
4-11	平12建告第1436号の概要について.....	19
4-12	平12建告第1436号第三号口について.....	21
4-13	平12建告第1436号第三号ハについて.....	22
4-14	平12建告第1436号第三号ホに規定する「…その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき…」の取り扱いについて.....	23
4-15	平12建告第1436号第三号へ本文前段の（ ）書きの「…主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。」の取り扱いについて.....	23
4-16	平12建告第1436号第三号へ（2）の取り扱いについて.....	24
4-17	平12建告第1436号第三号へ（3）について.....	25
4-18	平12建告第1436号第三号へ（5）の取り扱いについて.....	26

4-19	平 12 建告第 1436 号第三号へ、トの取り扱いについて.....	26
4-20	平 12 建告第 1436 号第三号への概要と開口部の取り扱いについて.....	27
4-21	居室と廊下、ホール等をつなぐ前室的空間の取り扱いについて.....	28
4-22	令第 126 条の 2 第 2 項第一号の取り扱いについて.....	28
4-23	はりが天井面に多数ある場合の防煙区画の取り扱いについて.....	29
4-24	排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁 の部分について.....	30
4-25	自然排煙口の設置位置と外部空間との関係の取り扱いについて.....	33
4-26	自然排煙口に近接して設けるシャッター等又は二重サッシの取り扱いにつ いて.....	35
4-27	屋外階段の出入口上部に排煙のための開口部を設けることについて.....	35
4-28	排煙上有効な開口部の算定について.....	36
4-29	防煙区画に設ける出入口について.....	37
4-30	防煙垂れ壁により防煙区画されている部分の排煙上有効な開口部について.....	38
4-31	令第 126 条の 3 の手動開放装置について.....	39
4-32	換気風道と排煙風道の兼用について.....	40
4-33	排煙ダクトの断熱措置について.....	40
4-34	複数の防煙区画に係る排煙機的能力及び排煙ダクトの風量算定について.....	42
4-35	内燃機関による排煙設備の取り扱いについて.....	43
4-36	内燃機関により駆動される排煙設備の取り扱いについて.....	44
4-37	可動防煙垂れ壁の作動について.....	45
4-38	吹抜き及びたて穴部分の防煙区画の取り扱いについて.....	46
4-39	自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について.....	47
4-40	機械排煙運転時における出入口戸の開閉障害の対処について.....	49
4-41	同一防煙区画内に複数の排煙口を設ける場合の取り扱いについて.....	50
4-42	防煙区画を貫通する換気・空調ダクトの煙感連動ダンパーの取り扱いにつ いて.....	51
4-43	排煙ダクトの防火区画貫通に関する取り扱いについて.....	51
4-44	排煙機の設置場所について.....	53
4-45	天井チャンバー方式の排煙について.....	53

4-46	空調レターンを天井チャンバー方式とした場合の防煙区画と排煙について	55
4-47	機械排煙の作動に伴う換気・空調設備の運転停止について	56
4-48	特殊な構造の排煙設備（押出し排煙方式）の概要について	56
4-49	特殊な構造の排煙設備（押出し排煙方式）の取り扱いについて	61
4-50	付室及び乗降ロビーに設ける排煙設備の設置について	62
4-51	付室及び乗降ロビーに設ける機械排煙設備の給気口及び排煙口等に関する 取り扱いについて	65
4-52	付室に設ける排煙設備の煙排出口及び給気取入口について	66
4-53	付室及び乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓の作動の 監視について	68
4-54	付室及び乗降ロビーに設ける機械排煙設備の制御及び作動の監視について	68
4-55	加圧防排煙設備について（平 28 国交告第 696 号第五号）	69
参考資料	ダンパーの略称等について	74

[注]

- (1) 「特別避難階段の付室」は、この章においては「付室」という。
- (2) 「非常用エレベーターの乗降ロビー」は、この章においては、「乗降ロビー」という。
- (3) 「非常用エレベーターの乗降ロビー」、「特別避難階段の付室」、及び「非常用エレベーターの乗降ロビー兼用の特別避難階段の付室」を「付室等」という。